

審 査 基 準

令和8年4月1日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第31条の23において準用する第10条の2第1項
処 分 の 概 要：特例特定遊興飲食店営業者の認定
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>法第31条の23において準用する第10条の2第2項（認定申請の手続） 添付書類府令第21条において準用する第5条（特例特定遊興飲食店営業者の認定申請書の添付書類） 規則第92条において準用する第24条（特定遊興飲食店営業者の認定の基準）、第93条（特例特定遊興飲食店営業者の認定申請の手続） 法第46条（方面公安委員会への権限の委任） 令第31条（方面公安委員会への権限の委任）</p>
<p>審 査 基 準：</p> <p>法第31条の23において準用する第10条の2第1項第2号 「受けるべき事由が現に」ある場合とは、いまだ処分をするには至っていないものの、処分をするに足りる事由を当該公安委員会が認知していることをいい、例えば、処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続の前又はその途中で認定の申請がなされた場合等が当たる。</p>
<p>標 準 処 理 期 間：</p> <p>別紙のとおり</p>
<p>申 請 先：</p> <p>申請書は、あなたの営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全第二課又は生活安全課（係）の窓口提出してください。 なお、一の公安委員会に対して同時に二以上の営業所について申請書を提出するときは、それらの営業所のうちいずれか一の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全第二課又は生活安全課（係）の窓口提出することができます。</p>
<p>問 合 せ 先：</p> <p>北海道警察本部生活安全部保安課風俗係 (電話011-251-0110) 各方面本部の生活安全課生活経済・保安・サイバー係 (管轄が函館方面の場合 (電話0138-31-0110)) (管轄が旭川方面の場合 (電話0166-35-0110)) (管轄が釧路方面の場合 (電話0154-25-0110)) (管轄が北見方面の場合 (電話0157-24-0110))</p>
<p>備 考：</p> <p>法令の定め等の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和7年11月28日 警察庁生活安全局）第16及び第26を参照すること。</p>

別紙

1 標準処理期間

特例特定遊興飲食店営業者の認定については、認定対象の営業所の規模等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできないが、その目安となる期間を申請に係る営業所の実態調査を行った日から30日（經由警察署における期間5日を含む。）と定める。

凡例

「風営適正化法」、「法」

：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

「風営適正化法施行令」、「令」

：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）

「風営適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令」、「添付書類府令」

：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第1号）

「風営適正化法施行規則」、「規則」

：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）

「条例」

：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和30年北海道条例第77号）

「条例規則」

：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則（昭和60年北海道公安委員会規則第1号）